

令和5年12月14日

第4回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
同意第 1 号	厚真町副町長の選任について
同意第 2 号	厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 1 号	厚真町指定管理者評価委員会条例の制定について
議案第 2 号	厚真町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第 3 号	厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第 4 号	厚真町手数料徴収条例の一部改正について
議案第 5 号	厚真町生活会館条例の一部改正について
議案第 6 号	厚真町生活館条例の廃止について
議案第 7 号	厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部改正について
議案第 8 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 9 号	令和 5 年度厚真町一般会計補正予算（第 10 号）について
議案第 10 号	令和 5 年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 11 号	令和 5 年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
報告第 1 号	専決処分（林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事）請負契約の変更について
報告第 2 号	所管事務調査報告（各常任委員会）について
報告第 3 号	委員会調査報告（新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会）について
報告第 4 号	現金出納例月検査の結果報告について
認定第 1 号	令和 4 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 4 年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 4 年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 4 年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 4 年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号	令和 4 年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
---------	------------------------------------

同意第 1 号

厚真町副町長の選任について

厚真町副町長に次の者を選任することについて、地方自治法第 162 条の規定により町議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 14 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

西 野 和 博

同意第 2 号

厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について

厚真町固定資産評価審査委員会委員の野澤政博氏は、令和 5 年 1 2 月 2 4 日をもって任期満了となるので、同委員に次の者を選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき町議会の同意を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

野澤政博

議案第 1 号

厚真町指定管理者評価委員会条例の制定について

厚真町指定管理者評価委員会条例を次のように制定しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町指定管理者評価委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の公の施設の管理に対して適正な評価を行うため、厚真町指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営の評価に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2名
- (2) 総務課長
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 住民課長
- (5) 産業経済課長
- (6) 建設課長
- (7) 生涯学習課長

(任期)

第4条 委員会の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の処務は、総務課総務人事グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

厚真町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の制定について

厚真町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 提出

厚真町長 宮 坂 尚市朗

厚真町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

2 環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全を図るため、下水道事業（公共下水道事業及び浄化槽市町村整備推進事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、別表1に掲げるとおりとする。

3 公共下水道事業の排水区域等は、別表2に掲げるとおりとする。

4 浄化槽市町村整備推進事業の処理区域は、厚真町浄化槽市町村整備事業に関する条例（平成19年厚真町条例第1号）第3条第1項に定めるところによる。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地につ

いては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、簡易水道事業及び下水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業及び下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、簡易水道事業及び下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、11月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類において

は同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(厚真町簡易水道設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例については、廃止する。

(1) 厚真町簡易水道設置条例（昭和50年厚真町条例第15号）

(2) 厚真町簡易水道事業特別会計条例（昭和50年厚真町条例第16号）

(3) 厚真町公共下水道事業特別会計条例（平成10年厚真町条例第9号）

(4) 厚真町公共下水道設置条例（平成15年厚真町条例第26号）

別表 1（第 3 条関係）

給水区域	給水人口	1 日最大給水量
厚真町字幌内の一部、字富里の一部、字高丘の一部、字吉野の一部、字幌里の一部、本町の全域、京町の全域、表町の全域、錦町の全域、新町の一部、字本郷の一部、字朝日の一部、字桜丘の一部、字東和の一部、字宇隆の一部、字美里の一部、字上野の一部、字豊沢の一部、字豊川の一部、字共栄の一部、字富野の一部、字共和の一部、字上厚真の一部、字厚和の一部、字鯉沼の一部、字軽舞の一部、字豊丘の一部、字浜厚真の全域、字清住の全域、字鹿沼の一部	4, 8 5 0 人	3, 1 4 0 m ³

別表 2（第 3 条関係）

排水区域及び処理区域	面積	計画人口
京町、表町、錦町、本町、新町、字朝日、字本郷、字豊沢の各一部	4 9 0 ha	3, 2 0 0 人

議案第 3 号

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（昭和 31 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

選挙管理委員会委員	委員長	日額	10,000
	委員		9,500
選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額（選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者（以下これらを「管理者等」という。）それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。）
選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人			
特別職報酬等審議会委員			9,500
情報公開・個人情報保護審査会委員			9,500
行政不服審査会委員			9,500
防災会議委員			9,500
国民保護協議会委員			9,500
広報委員会委員			9,500
固定資産評価員			9,500
固定資産評価審査委員会委員			9,500
民生委員推薦会委員			9,500
厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員			9,500

予防接種健康被害調査委員会委員		9, 500
介護保険運営協議会委員		9, 500
東胆振 3 町障害程度区分認定審査会委員		13, 500
東胆振 3 町介護認定審査会委員		13, 500
まちづくり委員会委員		9, 500
都市計画審議会委員		9, 500
行政評価外部評価委員会委員		9, 500
学校給食センター運営委員会委員		9, 500
社会教育委員		9, 500
青少年健全育成委員会委員		9, 500
生涯学習推進委員会委員		9, 500
スポーツ推進委員		9, 500
嘱託獣医		9, 500

」を「

選挙管理委員会委員	委員長	日額	10,000
	委員		9,500
選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額（選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者（以下これらを「管理者等」という。）それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。）
選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人			
特別職報酬等審議会委員			9,500

情報公開・個人情報保護審査会委員	9, 5 0 0
行政不服審査会委員	9, 5 0 0
防災会議委員	9, 5 0 0
国民保護協議会委員	9, 5 0 0
広報委員会委員	9, 5 0 0
固定資産評価員	9, 5 0 0
固定資産評価審査委員会委員	9, 5 0 0
民生委員推薦会委員	9, 5 0 0
厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	9, 5 0 0
予防接種健康被害調査委員会委員	9, 5 0 0
介護保険運営協議会委員	9, 5 0 0
東胆振 3 町障害程度区分認定審査会委員	1 3, 5 0 0
東胆振 3 町介護認定審査会委員	1 3, 5 0 0
指定管理者評価委員	1 3, 5 0 0
まちづくり委員会委員	9, 5 0 0
都市計画審議会委員	9, 5 0 0
行政評価外部評価委員会委員	9, 5 0 0
学校給食センター運営委員会委員	9, 5 0 0
社会教育委員	9, 5 0 0
青少年健全育成委員会委員	9, 5 0 0
生涯学習推進委員会委員	9, 5 0 0
スポーツ推進委員	9, 5 0 0
嘱託獣医	9, 5 0 0

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

厚真町手数料徴収条例の一部改正について

厚真町手数料徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町手数料徴収条例の一部を改正する条例

厚真町手数料徴収条例（平成１２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第２号中「第１０条の２」の次に「第１項から第５項まで又は第１２６条」を加える。

同条中第４６号を第４７号とし、第３号から第４５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

- (3) 戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき ４００円

同条第４号中「同法第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

同条中第４７号を第４８号とし、第６号から第４６号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

- (6) 戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識

別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき

700円

同条第7号中「その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書」の次に「又は同法120条の6第1項の規定に基づく届出等情報の内容証明書」を加え、同条第8号中「その他町長の受理した書類の」の次に「閲覧又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 5 号

厚真町生活会館条例の一部改正について

厚真町生活会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町生活会館条例の一部を改正する条例

厚真町生活会館条例（昭和５１年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「

富野生活会館	厚真町字富野４５４番地の１
--------	---------------

」の次に「

上野生活会館	厚真町字上野２７９番地の３
幌里生活会館	厚真町字幌里２１６番地の２
鯉沼生活会館	厚真町字鯉沼６３番地の５

」を加える。

第９条を第１０条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（指定管理者による管理）

第９条 町長は、生活会館の管理運営上必要と認めたときは、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）に生活会館の管理を行わせることができる。

２ 前項の規定により指定管理者に生活会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （１）生活会館の利用の受入れ及び特に必要と認める事務に関すること。
- （２）生活会館及び附帯設備並びに備付け物品の管理に関すること。
- （３）生活会館内外の清掃に関すること。
- （４）生活会館の法令に定める避難訓練のほか、防災、防犯に関すること。
- （５）前各号に定めるもののほか、生活会館の設置趣旨に従い、生活会館の維持、管理及び運営に関すること。

３ 第１項の規定により指定管理者に生活会館の管理を行わせる場合における第４条、第６条、第７条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 6 号

厚真町生活館条例の廃止について

厚真町生活館条例を次のように廃止しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町生活館条例を廃止する条例

厚真町生活館条例（昭和３９年条例第２５号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 7 号

厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部
改正について

厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部を次の
ように改正しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部
を改正する条例

厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例（平成23年
条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号の表中「3分の2の額」を「2分の1の額」に改める。

第7条中「100円の利用料負担額を負担するものとする」を「100円と
する」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、18時30分以降の利用については200円とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「第22条及び第22条の3」の次に「及び第22条の4」を加え、同条第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加え、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第15条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第18条の6の2第1項中「第22条及び」を「第22条、」に改め、「第22条の3」の次に「及び第22条の4」を加え、同条第2号イ中「法第72条の3第1項及び」を「法第72条の3第1項、」に改め、「第72条の3の2第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条の7第1項中「第22条」の次に「及び第22条の4」を加え、同条第2号イ中「法72条の3の2第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第21条第1項中「又は」を「若しくは」に、「又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、次条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める

額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第22条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条2の6第11項」に改める。

第22条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第22条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第18条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数

を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第18条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第18条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

第27条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第27条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第22条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 12 月 14 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事請負契約の変更について
林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事請負契約（令和5年10月25
日第7回臨時会議案第2号により議決）について、工事施工中設計変更の必要
が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり工事請
負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「54,705,200円」を「53,805,400円」に改め
る。

令和5年11月29日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗